

## 福島県

## 出荷制限指示後の管理の考え方（米）

米の出荷管理については、市町村等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

## 1 制限区域の市からの出荷管理

## (1) 出荷者対策

県は、J A 系統出荷団体及び系統外出荷団体（以下、「出荷団体等」という。）、関係機関の協力を得て、米の出荷制限が指示された福島市旧福島市における生産者に対し、一切の出荷を行わないよう文書やホームページ等により周知する。また、市等と連携して県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図る。

## (2) 流通対策

出荷団体、出荷販売事業者等に対し、出荷制限が指示された福島市旧福島市産の米を扱わないこと、産地の市町村（福島市については、旧福島市以外の区域で生産されたこと）を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの状況確認・巡回指導を行う。

## 2 制限区域外の市町村等からの出荷への対応

出荷制限が指示された福島市旧福島市以外の地域（福島市については、旧福島市以外の区域を含む）から産出される米については、出荷団体等に対し、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、入荷先、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。

注：福島市旧福島市

昭和 25 年 2 月 1 日現在の市の区域

（福島市旧福島市は、現在の旧市内地区※1、五十辺地区※2、信夫山地区※3、泉、岡島、岡部、小倉寺、御山、鎌田、北沢又、黒岩、郷野目、清水町、瀬上町、太平寺、田沢、鳥谷野、南向台、伏拝、蓬萊町、丸子、南沢又、本内、森合、山口、渡利に相当。）

※1 旧市内地区：旭町、荒町、石貝、入江町、上ノ台、上町、江向、太田町、大町、置賜町、御倉町、御山町、春日町、霞町、上浜町、北五老内町、北町、公事田、腰浜町、五老内町、栄町、桜木町、五月町、下谷地、新浜町、新町、陣場町、須川町、杉妻町、清明町、曾根田町、仲間町、天神町、道満塚、豊田町、中町、花園町、浜田町、八反田、万世町、東浜町、舟場町、堀河町、松木町、松浪町、三河北町、三河南町、南町、宮下町、宮町、本町、森合町、八島町、矢剣町、柳町、山下町、雷神、六反田、早稲町

※2 五十辺地区：石田、岩ノ前、岩谷、蝦貫、大森、上荒子、北中川原、北ノ前、北原、高野河原下、坂登、山居、山神、下荒子、滝元、立石、館ノ内、館ノ前、田中島、茶屋下、遠瀬戸、中荒子、猫淵、古川、松山町、道前、本新畑、矢倉下、山際

※3 信夫山地区：蝦夷穴、大平山、大山、御山堂殿、蟹沢入、金山、狩野、狐塚、狐塚畑、狐山、京塚、熊野峠、熊野山、児石、小金山、駒山、山居上、清水山、下狐塚、太子堂、大日堂、大明神、立道、鶴巻、鍋頭森、所窪、堂殿、南平、西養山、妻夫石